

# 平成20年度第5回

## 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成20年10月16日（木曜日）

午前9時30分から午後12時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

平成20年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成20年10月16日(木)午前9時30分から午後12時10分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 長田 洋子 委員  
加藤 徹 委員 徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員  
両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻となりましたので、只今から「平成20年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を開催いたします。

はじめに、佐藤企画部長より御挨拶を申し上げます。

企画部長 開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、「宮城県行政評価委員会 公共事業評価部会」に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度6月に調査審議をお願いしてから、今日を含めて5回の部会の他、分科会、現地調査を行っていただきまして、本日、答申を取りまとめていただくことにいたしております。

本年度対象となりました事業数は39事業ということで、たいへん事業数が多いために、委員の皆様方には毎回長時間に及ぶ御審議をしていただきまして、さらに、専門的視点から様々な御意見、御提言などをいただきましたこと感謝を申し上げます。

また、部会以外におきましても審議に当たって、事務局や事業担当課からいろいろと相談をさせていただきまして、御多忙の中にも関わらず丁寧に御指導・御助言をいただいたと聞いております。この点につきましても委員の皆様方には本当に感謝申し上げる次第でございます。

特に、今年は6月14日に発生しました岩手・宮城内陸地震によりまして、その2日後に開催を予定しておりました河川分科会を急遽、日程を延期させていただいた他、部会の審議日程も変更していただくなど、そのような面でも委員の皆様方には大変な御迷惑をお掛けしたと存じます。

一方で事業担当部局におきましても、連日災害対応に追われておりました関係で、資料の作成などに至らない面もあったと思っておりますけれども、委員の皆様方の温かい御支援をいただきながら精一杯取り組ませていただけたのではないかと思います。

さて、本日取りまとめていただきます部会の御意見につきましては、後日知事に答申していただきますけれども、県ではこれらの御意見を基に改めて自己評価を行いまして、それを適切に反映させた上で評価書を作成し、県民へ公表したいと考えております。

本日はこれの他に再評価を実施しました事業の完了報告も行うこととしております。

今後とも県民に対する説明責任を果たし得るより透明性の高い公共事業評価制度の構築、運用に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様方には、引

き続き忌憚のない御意見や御指導をいただければと思っております。簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は宜しくお願いいたします。

司 会 行政評価委員会条例の規定により定足数が2分の1以上となっております。現段階で森杉部会長はじめ、6名の委員に御出席をいただいております。会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、遅れております2名の委員の他、遠藤委員、高橋委員におかれましては所用のため欠席する旨、連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。最初に次第・出席者名簿、資料1 現地調査の実施状況、資料2 答申案、資料3 審議内容整理表、資料4 再評価事業完了報告書、それに加えまして追加資料1、2をお配りしております。また、評価調書の御持参をお願いしております。お手元がない場合は事務局へお申し付けいただきたいと思います。

それでは会議に入りますが、御発言の際にはマイクスイッチをオンにしてマイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。それではここからの会議の進行は、森杉部会長をお願いいたします。宜しくお願いいたします。

森杉部会長 最初に議事録署名委員を指名します。今回は沼倉委員と両角委員ですが、両角委員が遅れているので、どのようにいたしましょうか。おいでいただくことを期待して両角委員をお願いすることにしますか。それとも順番としてはどなたがよろしいでしょうか。

事務局 山本委員をお願いいたします。

森杉部会長 山本委員をお願いいたします。ありがとうございます。

会議の公開につきましては、当会議は公開とします。傍聴に関しましては傍聴要綱に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画につきましては事務局の指示に従って下さい。

それでは、次第にあります3. 報告に入ります。

事務局からお願いいたします。

行政評価室長 それでは、現地調査の状況についてご報告申し上げます。

資料1をごらん願いたいと思います。

9月22日に現地調査を実施いたしました。調査対象事業は、調査をいたしました順に事業ナンバー33番の阿武隈川下流域下水道事業、ナンバー30番の都市計画道路駅前大通線道路改築事業、同じく3番の坂元道路改良事業、22番の坂元川総合流域防災事業の4事業について調査をいたしました。下水道事業につきましては下水汚泥燃料の実用化、駅前大通線につきましては街路景観への配慮、坂元道路、坂元川につきましては今後さらなる事業の調整という、貴重な意見をいただいております。

調査の状況につきましては、裏面に写真を掲載してございますので、ごらん願

いたいと思います。

なお、本日詳細審議が行われる坂元道路改良事業、坂元川総合流域防災事業、下水道事業につきましては、現地調査の現場の状況等も踏まえましてご審議いただければと考えております。

簡単でございますけれども、以上で報告を終わります。

森杉部会長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見ございませんか。

では、せっかくですから、私の方から質問いたします。

資料裏面の写真を見ていただきますと、都市計画道路があります。真ん中のところ。この写真を見ていただければわかりますが、景観がよくなっているのですが、この電線が非常に目立ちます。ぜひとも、電線を地中化することは大変なお金のかかることですが、せめてセットバックするとか、ここでやることは大変なんですけども、今後十分この景観をつくることに注意していくことが必要なのではないかと、こんなふうに思っているのですね。このとき非常に印象に残りました。

この駅前の通りが、今後 100 年たつと今のヨーロッパのようなカッコいい街ができてくると、この国土形成計画の観点からもすばらしい都市になっていくのではないかと、こんなふうに想像するのですけれども。それが一つ目ですね。

二つ目は、先ほどお話がありました坂元川の河川サイドの工事と、それから道路サイドの工事、これの調整が大変スムーズに行われまして、中間の土地を使わないで済むような、非常に効率のよい、あるいは効果が期待できる事業が推進されている状況でありますので、ぜひとも特記して、今後も調整をお願いしたいと、こんなふうに思っていることが今回の現場視察の感想です。ぜひともこの感想を、今後の審議とかあるいは今後の事業の推進に当たって反映していただければ大変うれしいと思っております。以上です。

それでは、この件につきましては終わらせていただきます。

審議に入ります。

議事(1)の審議ですが、これは坂元道路改良事業と、それから今言いました坂元川総合流域防災事業の詳細審議です。

前回の部会とか現地調査では、道路と河川の計画調整をした結果、先ほど言いましたように、その間に挟まれた土地を極力残さないような格好での線形調整ができたという説明を受けましたが、その結果、河川の事業費がどのように変更になるか、追加説明を求めておりました。

本日は、この説明をいただいた後に、両事業の審議結果をまとめたいと、こんなふうに思っている次第です。

それでは、河川課の方から説明をよろしくお願いいたします。

河川課

河川課の佐藤と申します。説明をいたします。

お手元の追加資料1をごらんいただきたいと思います。その追加資料1でございませぬが、前回の9月22日、先ほどご説明、ご報告ございました現地調査の際にも説明した資料でございますが、再度ご説明させていただきます。

めくっていただきまして、道路計画の資料ということで、先ほど森杉部会長が

らのお話ございましたように、見直し前が上になっております。河川としては 235 メートル、道路としては 550 メートルの延長、この区間延長でございましたが、その間の土地を有効活用するということのご指摘のもとに調整させていただいた結果、下の方の見直し計画のように、河川としては 10 メートル延長しますが、道路としては 50 メートル減ということの計画に修正しております。

右の、次のページの表でございますが、前回、この表に関しましては道路のみの事業費を記載させていただいております。徳永委員から道路と河川を合わせた表が必要であるということと、河川のみ表も追加すべきというご指摘をいただいておりますので、追加させていただいております。

全体の事業費として、上の方に「道路・河川」と記載させていただいております。道路に関しましては 14 億 9,000 万円ということで事業費の増減はございませんでしたが、河川として 3,000 万円の減ということで記載させていただいております。

裏面を見ていただきたいのですが、河川について、河川単独の分について追加記載させていただいております。

先ほどお話ししましたように、全体の延長としては 10 メートル増加してございますが、本工事として 2,000 万円の減ということと、あと用地費として無駄な土地……、河川を有効活用ということでございまして 1,000 万円の減と。それで、計 3,000 万円の減ということになってございます。

見直しの効果といたしまして、河川と道路の線形の整合を図るということで、土地の有効活用に考慮した計画となっているということと、3,000 万円の事業費が削減できるということでございます。

次のページが、この上空からの写真でございますが、右側の道路と河川のところ、ちょっと細かくて見みづらいなのですが、最終案のような形になっているということを示した図でございます。

めくっていただきまして、再評価調書でございます。これに関しまして、調査の結果、河川の事業費等が変更になってございますので、あわせて B / C 等の変更も生じるということで、調書の変更をさせていただいております。

変更の箇所については赤で記載させていただいております、変更の箇所についてのみご説明させていただきます。

まず、事業内容として、先ほどお話ししました延長が 10 メートルふえているということがございまして、7,530 メートルという記載に変えさせていただいております。

あと、事業内容の変更状況として、道路改良事業との調整によりまして土地の有効活用に配慮した計画に見直したことから事業内容に変更が生じたという記載を追加させていただいております。

事業費に関しまして 3,000 万円の事業費減ということでございまして、平成 15 年の再々評価時から 3,000 万円減額になったという形の事業費にしておりまして、その変更要因といたしまして、同じようにその道路の調整により、掘削する量等の減と、あと用地面積の減ということで減額変更という形に記載させていただいております。

裏面をごらんいただきたいのですが、事業増減対照表ということで、その事業の各事業費の増減について記載させていただいております、その主な理由のと

ころに、先ほど来説明しております理由を記載させていただいております。

事業費の変更に伴いまして、その進捗率についても変更が生じておりまして、平成 20 年度まで、前回 66.3%でございましたが、66.6%という進捗率になっております。それで、事業工程乖離度については 1.7 ということでございます。

次に 4 ページの方をごらんいただきたいのですが、事業効果のところの想定される事業効果で戸花川のところ、56 分の 1 というふうに朱書きされてございますが、これは前回 20 分の 1 ということで間違った記載になっておりましたので、今回あわせて修正させていただいております。

事業の効率性ということでございますが、今回その道路と河川の線形見直しによりさらなる土地の有効活用及びコストの縮減が図られるということで追加記載させていただいております。

次の 5 ページでございますが、費用対効果に関しましては、事業費の変更に伴いまして B / C の見直しをさせていただいておりますが、B / C としては 1.623 ということで、全体 1.616 でございましたので、0.053 の増加ということで B / C が向上しているという状況でございます。

続いて、ちょっと飛びまして 13 - 1 をごらんいただきたいと思っております。

こちらに関しましては、前回もご説明させていただいていた部分に関して数値の修正をさせていただいておりますが、前回の説明の際に、田中副会長の方から、流下能力が 100%になるということに、おのおのそれが達成する事業年度を記載してもらった方がいいんじゃないかというご指摘がございまして、その部分を追加させていただいております。

具体的には、坂元川の図面がございまして、その下に流下能力と書いてございますが、その下に今後 10 年の整備期間ということで記載させていただいております。ですから坂元橋まで 100%。これは 20 年から 24 年までで 100%に持っていきますという記載になってございます。

裏面をごらんいただきたいのですが、こちらの戸花川でございますが、戸花川につきましても、前回その流下能力が 100%になる場所について朱書きで記載させていただいておりますが、それぞれ今後 10 年間の期間で、どの期間でそれが 100%になるというふうに考えているのかということで、おのおの 24 年から 26 年、27 年等々の記載を追加させていただいております。

簡単ですが、以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございます。  
それでは、ご審議のほどお願いいたします。  
これはもうよろしいですか。どうぞ。

沼倉委員      ちょっと現地調査に行けなくて残念なんですけれども、見直しされて非常によかったということは調書に書いていないのですけれども、これを見ると生産地ですね、田んぼをつぶさなくて済んだということは多分評価に値することなんじゃないかと思っています。とてもいいことだと思っています。

森杉部会長      そうですね。  
いいですか。これはもうよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

それでは、この事業に関しましては、本日、継続を妥当とするという答申を我々の方で行いたいと、こんなふうに思っております。

附帯意見につきまして、僕がちょっと考えている意見がありますのでご提案申し上げたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、この事業は道路と河川との間でうまく調整がなされたということについて、すばらしいエグザンプルであるというふうに思っておりますが、できればこういうことをこの再評価部会にかける前に事前に行っていただくというのではないかと、こんなふうに思っている次第で、それをぜひとも推進していただきたいという附帯意見をつけたいと思っています。

ちょっと読み上げてみますと、「公共事業評価部会の審議により、道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことであるが、今後は事業関係課における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進されることを望みます」と、こんなふうにしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

ちょっとおかしいですね。好ましいんですけども、できたらもっと早くからやっていってくださいということで、今後もぜひとも積極的に調整のほどをお願いしたいというつもりの文章です。もう一回読みましょうか。

「好ましいことであるが」、ここまではいいですよ。「今後は事業関係課における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること」というふうにこれをつけたいと思っています。この文章そのものは恐らく最終的な答申のところではつけ加えることになるのですけれども。そういうつもりです。

いいですか。はい、どうぞ。

沼倉委員 「あるが、」でなくて「ある。」で区切った方がよいと思います。

森杉部会長 はい。わかりました。  
いいですか。どうぞ。

徳永委員 基本的に結構なんですけど、これを個別事業の意見にとどめるのか。今回、道路と河川なんですけど、例えば農業かわってくるかもしれないし、そういう複数の事業という一般論で書くべきかどうかという……。

森杉部会長 それは一般論にすると結構難しいから、個別事業に対する意見としておいて、それでまた出てきたらその都度やるという格好のものに当面したほうがいいと。難しいんですよ、一般論としてこれをやろうとすると。ということで、個別意見でやっておくといいんじゃないかと思ったんですけどね。  
よろしいですか。

それでは、この事業につきましては附帯意見をつけて、県の方針であるこの継続を妥当といたしますという答申を出します。ありがとうございました。

それでは次は、議事次第を見てください。事業番号 32 番から 35 番の下水道事業の審議です。

この下水道事業の審議は、実質的には終わっているのですけれども、継続妥当ということだったのですけれども、この附帯意見については本日検討することと

しております。

それで、要するに改築費を含めた事業費の記載方法をどうするかということがありまして、現地調査の際にも諮らせていただきましたけれども、まず、そのことにつきまして県の方から説明をいただいてから、附帯意見に関する審議を始めることにしたいと思います。ではお願いします。

下水道課長 下水道課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、追加資料の説明をさせていただきます。資料の最後のページについているかと思いますが、追加資料2をごらんいただきたいと思います。

資料は、今回評価の対象となっております4事業のうち、代表して仙塩流域下水道事業を用意させていただいております。

先ほど部長からお話があったとおり、前回の部会におきまして再評価調書1ページの「事業の概要」の事業費の記載につきまして、設置費のみを記載しているが、事業が長期化する下水道事業等においては、それに伴う改築費の記載がないと事業の全容がわかりにくい。改築費を含めた事業費の記載方法について検討すべきではないかというご意見をいただいております。いろいろ検討させていただいた結果、資料の朱書きのように、再々評価時での改築費を含めた事業費を追加記載することで対応したいと考えております。

なお、改築費は今回の評価対象期間に合わせ、事業完了年度の50年度までの総額を記載しております。

また、残りの3事業につきましても同様な対応をしてみたいと考えております。よろしくお願をいたします。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

森杉部会長 ありがとうございます。

ということです。この追加資料の赤のところですね。これをこんな格好で追加して、そして設置費だけではなくて改築費も含めた格好で、この事業費というものを表現する形にいたしますと、こういうことです。

これは部等で、改築費が大変大きな金額であるのにそれが全体事業費の中に入っていないのは、どうも情報として開示が不足しているのではないかと、こういうお話があったので、下水道事業ではこんなふうな格好でいかがかというご提案をいただいている次第です。

これもよろしいでしょうか。いいですか。

これは非常に金額が大きいものですから、心臓がちょっとどきんとしないわけじゃないんですけども。ただ、一応これはこういう計画になっているのですよね。恐らく、僕の知っている限り本邦初公開ではないかと思うのですけれども、こういう形で改築費を明示的に出した調書というのは、非常にわかりやすくなって、いいことではないかと私自身は思っている次第ですけれども。

どうぞ。

沼倉委員 B/Cの計算では、別に対象とするものではないと理解でいいのでしょうか。

森杉部会長 いや、これはもともと対象になっているんですよ。



沼倉委員        ああ、なっています。

森杉部会長        ですよ。なっているんですね。もともとなっているんです。  
多分、全体事業費には全く出てこないの、これは一体どういうことですかと  
いうことになってきたわけです。  
よろしいですか。どうぞ。

徳永委員        1ページの記載としてはこれでいいと思うのですが、ただ、多分河川とも関係  
すると思うんですが、10年間の進行管理というか、次回再評価に向けてというこ  
となんですが、その表現の仕方というのがちょっとまだ。河川も含めて、まだ  
明確な方向性が出ていないので、その辺ちょっと次回までにご検討いただきたい  
のですが。

多分、こっちの答申案の中でも、今後10年についてより具体的に書いてくださ  
いというふうな案になっていますけれども、それというのが、まさにその10年間  
でどれくらい金を使う予定があるんですかと。それが次の5年たった時に順調に  
進んでいるというか、その見込みどおりちゃんと進んでいるのかどうかというチ  
ェックをかけないと、なかなかこういう長期の50年とか100年とかという事業の  
評価がしづらいという共通の課題があると思うので、その辺の書き方ですね。

今後10年、多分今後10年どうするかというところで別途評価するという形に  
せざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、宿題として考  
えておいていただければありがたいなと思っていますが。

森杉部会長        いかがでしょう。ひとつ検討をお願いできますが。

下水道課長        検討させていただきます。

森杉部会長        よろしく。ありがとうございました。  
他にございませんか。よろしいですか。  
それでは、この件も終了させていただきます。ありがとうございました。  
それでは、そのやっていただいたことを確認するという意味において附帯意見  
をつけたいと思っています。

それで、「下水道事業については事業の大部分を改築が占めるため、再評価調書の  
事業費は設置費と改築費がわかるように記載すること」と、こういう附帯意見  
をつけるかどうかですよ。せっかくもう対応していただいているんですけど  
も、これは、改めて附帯意見にするかどうかですね。意見にしておいた方がいい  
かね。今後のためにもね。

徳永委員がおっしゃった件は、今後ご検討いただきたいという形で、附帯意見  
にしなくていいですね、今回は。河川事業はやりましたか。

徳永委員        河川にはちらっと入っているんです。2の(1)で「今後10年間の整備方針及  
び事業計画には可能な限り具体的に記載」、こういう答申案。

森杉部会長　そっちの方がいいね。そしてこれはもうできているから、この「設置費と改築費はわかるように記載すること」という言葉はもう今回できているので。これはもうこれでいいですね。だからもうこれはやめますかな。それで、むしろ徳永委員のおっしゃった河川計画と同じ言葉ですよ。今、何とおっしゃいましたか。

徳永委員　答申案の3ページ。このちょうど真ん中。

森杉部会長　お手元に答申案ありますか。その3ページの河川事業のところありますね。1番の河川事業ですが、正直なところ、今徳永委員のおっしゃったことはこのことですよ。恐らく工事の中止をしていることもありましたよね、たしか。ありませんでしたか。ありましたよね。同じように中止がありましたね。

ですから、これは全く同じことがこの下水道事業にも適用できますので、むしろこちらの方をこの附帯意見として提案するのがいいんじゃないかと、こういうことですが。私もこの徳永委員のおっしゃることに賛同したいと思っておりますが。

徳永委員　考えてみると、河川事業とかを進めていく上でというよりも、その評価のやり方としてという、3番の項目かなという気もするのですけれども。3番で「今後の公共事業再評価の実施に関する意見」とありますよね。あわせてそっちの意見なのかなという気もするんですが。

森杉部会長　ここ、どっちですか。イメージとしては。概念的には。実施と、それから再評価の二つ。大体どっち側になりますか。

事務局　今回は河川事業について、今後10年間の事業計画を具体的に記載することという想定のもとで2番の方に書いておったのですけれども、すべての事業の評価に適用するというのであれば3番の方に。

徳永委員　河川の場合には、もう既に10年間の短期計画を立てているけれども、下水道はまだそこまではいっていない……。

事務局　下水道事業につきましては、実は第4回部会で調書見直しをしておったときに10年間の短期計画を修正したものを提出しています。

森杉部会長　もうできている。

事務局　第4回部会の資料の中に入っております。

下水道課長　前回、同じようなご指摘を受けまして、参考資料3-1という形で10年間の事業計画をお示しさせていただいております。

森杉部会長　そうですね。なるほど。

じゃあ、下水道事業はもう附帯意見なしでいいですね。今回、一応全部対応していただいたということで。よろしいですね。

こういうときどうでしたか。事務局、こういうときに改めてこういう問題があったよと、それで対応してくれたよということを含めて附帯意見にするということは、今までどういうふうにやっていたか。意見なしのままでもいいんですけども、あるいはあえて、せっかくだから記録にとどめておこうというために附帯意見にしておくかどうかということですね。

事務局 そういうやり方もありますし、あとは今回部会の中でご指摘いただいた点につきましては、事務局の方で評価調書の記載マニュアルというものを作成しておりますので、そこにきちっと明記した上で、今後、調書を作成するときには、事業課にそこを徹底するように周知したいと思いますので、もしよろしければ今回附帯意見はなしで、事務局で作成する記載マニュアルで周知をするということにさせていただければと思います。

森杉部会長 わかりました。

それでよろしゅうございますか。結局、附帯意見なし。

それで、下水道事業については継続妥当といたしますと、こういうことでよろしいですか。

はい。ありがとうございました。

それでは、そうさせていただきます。

下水道事業が終わりましたので、これで審議は全部終了したことになります。

それでは、次は議事(2)の審議対象事業の報告に入ります。

これは、白石川河川改修事業の審議の際に、大きな事業変更があった場合に、変更理由やその経緯をどのように県民に知らせるかを検討していただいたものです。報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、資料3の審議内容整理表の16ページ、事業番号でいきますと14番の白石川河川改修事業についてでございますけれども、さらに1ページめくっていただきまして、17ページの上から3段目 - 2の左側の方をごらん願いたいと思います。

第3回の部会において、森杉部会長、山本委員から、大幅な事業変更があった場合には、県民が納得できる理由の記載、変更に至るまでの行政的プロセスの透明性について、どのように県民に知らせていくか検討していただきたいというご意見をいただきまして、その検討結果を後日部会で報告いたしますとしておりました。

このご意見につきましては、河川事業に限ったものではなく、再評価事業全般にかかわるものになりますので、事務局であります行政評価室の方からご報告をさせていただきます。

まず、このご意見が出された原因につきまして若干ご説明申し上げますと、白石川河川改修事業の全体事業費が、平成15年度の再評価時に51億円だったものが、今回の再評価時には100億円に倍増しておりました。この白石川については、工区延伸という必要性かつ明確な理由があったわけでございますが、このような

大幅な事業の変更というものが安易に行われるようになりますと、前回の再評価の意味がなくなってしまうのではないかと、また大幅な変更があった場合には、県民が納得できる理由や変更経緯などをどのように行っていくのか検討することが求められていたものでございます。このことにつきましては、従来から事業費を変更した場合や、事業計画がおくれた場合には、再評価調書にその要因を記載することにしております。

昨年度、19年度からでございますけれども、再評価調書をさらにわかりやすくするために事業着手時、再評価時、再々評価時の事業内容、事業費が時系列でわかるような様式にするとともに、特に事業費につきましては工種ごとの増減対照表も記載することに变更しております。また、変更となった要因についても、事務局においても再評価調書の記載マニュアルを作成し、わかりやすい再評価調書の作成に努めてまいりました。また、事業担当部局におきましても、事業を変更する際には内容や経費を詳細に検討し、厳しく精査して決定しておりますので、今後は再評価調書に変更要因をより県民にわかりやすく、また特に大幅な事業の変更があった場合には、その変更決定に至るプロセスにつきましても記載するように記載マニュアルを再整備するとともに、事業部局へ周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、大幅な事業の変更を行うものの中には、原則5年ごとの再評価時ではなく、事業計画変更時点での再評価の実施が望ましい場合がございますので、どのような場合にどのような時期でこうした取り扱いを行うということが適切なのか等につきましては、引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

森杉部会長 丁寧な対応、ありがとうございました。  
いかがでしょう。どうぞ。

山本委員 今のご説明で異論はないですし、結局は多分方法論なんだと、私も林業技術者なので自分でも思うんですが、やってみたらこうやった方がよかったとかというのは絶えず出てきますので、その道のプロの皆さんが集まって事業を見直しながら変更してくると、進行管理的にはむしろすばらしいことだと思ってるんです、事業変更は。逆にこういった事業というのは、最終的には議会でチェックされるにしても、一々細かい事業まで見てやっているわけではありませぬので、一般的に私どもの分野でもそうなんですが、技術者が一番物事をよく知っているという独善が、多分その80年代以降世界的にだんだん指摘されるようになって、情報公開だとか、新聞の目に触れさせて、その計画を市民の目から見て妥当なものにしていこうというような私の森林計画の分野でも当たり前前に語られるようになってきていますので、こういうものというのは、プロフェッショナルの側の方が自戒的に、自分たちが一番わかっているのではなくて、常にほかの人にも説明できるようにしておこうという心構えがちゃんとあれば、それでいいんだろうと実際には思っています。

宮城県の公共事業評価の取り組み自体がそうなので、本当はそれ以上につけ加えることはないんですが、今回は特に本当に事業費が倍になるといような話になれば、そのときにそういうことについて説明しなくてはいかんという気構え

をちゃんと持っていただければ、実際的にはいいだろうと。ただ、いずれにしてもわかりやすく、もし聞かれたときにちゃんと答えられるということ、そういうものだというふうにプロフェッショナルの側が思う必要があるということを含めてこういう発言をしたので、先ほどのご説明で結構だと思います。

森杉部会長      ありがとうございました。よろしいでしょうか、この件は。どうぞ。

徳永委員      1点確認なんですが、今回はたまたま支川部の方まで工区を広げたということで、結果的に事業費が倍になったということになっていて、だから河口から源流まで全部一本で白石川の改修工事なんですよということであれば別に問題はないんですが、その一方で迫川みたいに幾つか区間を切って事業をやっているところもあるので、そこら辺が非常にわかりづらいんですね。そうすると、今回のこれは全く新規事業ではないですかというあたりとの区別が非常にあいまいになっているので、その辺をうまく整理していただければいいんですが。今現在はもう全部1本でやるということになっているんですけど。相変わらずある程度区間を切ってやるんでしたでしょうか。

河川課      河川課でございます。実質的にはいろいろなパターンがございますが、やはり説明する側、説明する立場としては、当然今やっている事業、それからこれからやろうとする事業、その意味とその効果と、それをやはり我々の方で説明する義務があると思いますので、やはり、より今やっている事業の意味を説明できる区間と、それからその意味があるのであれば、全体で説明しなければならないし、あるいは、進めていく上流川の治水安全にある意味特化するような形であれば、それに向けた説明というのがあるんだろうというふうに思っています。事業の個別によって、説明の仕方はあるかと思いますが。また、ダムなんかですとこれはかなりいろいろな面がございます。今、方針的には少しでも事業費が上がる場合は、再評価を待たずして、再度こちらの再評価にかけて、そのやる意味を我々の方で説明し、そしてご承諾いただくというような内容をより、ある意味かなり厳格に取り扱っているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、どのような事業においても何かの意味ある区間でやる意識というか、やる意味が変わってくる場合においては、当然説明していく必要があるかというふうには思っております。

森杉部会長      今の徳永委員の意見は、当面この白石川に限定した場合にですね、もともと事業の範囲がこの白石川全体でなくてその一部分であったのが、今度全体になったということであるのかというふうな質問も含んでいるというふうに僕は受け取ったんですけども、この点についていかがですか。どうぞ。

河川課      白石川の事業計画に関しましては、もともと平家川も一部入っておりました。入っておりましたが、その上流部分、平家川の上流部分について浸水被害が多いということがあって、その区間を延伸するという形で白石川のくくりの中に追加させていただいたということでございます。全体としてのB/Cだけではなく、ではその白石川の中の平家川についてはB/Cはどうなのかというご議論もあっ

たので、それについてはその区間についてのB/Cも算出させていただいて、ご説明させていただいたということです。ですので、徳永委員のご指摘に関しましては、事業として事業採択できる区間というのをございますので、そういったくくりの中で白石川についてはもともと平家川も含んでいったものを区間延伸するというので、一つの事業の中でくくらせていただいていると。

一方、迫川についてもその迫川事業として、例えば当初からある区間というか支川が一部含まれているものについてはそういう形になっていて、新たにまた始めるといふときについては、また別な事業ということになったりすると。事業の採択要件等もございますので、そういった形でくくっているというのが実情でございます。

徳永委員 多分、河川計画というか河川管理上、この区間は一体のものですよというのがあって、たまたま工区としてはここまでしか考えていなかったんだけど、やはりここも必要だよねということであれば説明がつくと思うんですが。何か、その場合によってこうだったりこうだったりと変わっていくと、何か本当にどこで切れるのというところがよくわからないなというところになってしまおうと思うんですけども。

加藤委員 教えてもらっていいですか。

森杉部会長 どうぞ。

加藤委員 今の件で、河川事業の場合はそういうふうに事業採択時から大きく区域とかの事業費、例えば変わった場合に、途中で事業の計画変更みたいなものはやられるんですか。その場合に第三者みたいな人たちの何が委員会みたいなものは開催されるんでしょうか。

河川課 今、河川事業の方は、このこういった再評価の枠組みとは別に、いわゆる河川整備計画を打ち立てて、その河川整備計画に基づいて我々の方が事業をしていくと、そういった枠組みになっております。河川整備計画というのは、おおむねですが、今後30年程度の整備量及び整備効果をどのような形で整備するかといったことを、ある意味区間も含めて事業費も含めて、効果も含めてイメージするというような枠組みになっております。毎年の事業、それから今後の計画につきましては、その河川整備計画に基づいて、おおむね30年後の治水安全度の向上、もしくはそういった事業目的にあわせて事業を実施しているということになります。

ご質問の、こういった枠組みがあるのかということについては、いわゆる河川整備計画の学識者懇談会等々いわゆる第三者機関での話を承って、それを計画の方に反映していくというような枠組みで行っております。一方、河川再評価との関係につきましては、当然こちらについてはいわゆる県独自の条例を持っておりまして、5年に一遍そういった再評価での評価を、それとは別にその事業効果も含めて説明していると、こういった形になります。

加藤委員 その河川整備計画は、全工区を対象にして見ているんですか。個々の事業で例

えば何々川についてこんなに大きく変更になってくるといときには、その河川を対象に見直しもやられるんですか。

河川課 基本的には水系単位で計画を立てていきますので、いわゆる支川等の中についてはそれに包含される形で計画が位置づけられている。ですから、どちらかといいますと、こちらの再評価での取り組みの方がよりきめ細かくその事業の中身についてもお話しして説明しているというふうには理解しております。

森杉部会長 いいですか、今の件。基本的には水系ごとに計画をとっているから、事業もやっているから、もうその範囲の変更といときは、そのときはないということですね、もう。決まっているわけですね。

河川課 当然計画でございますので、30年がすべて同じ形でいくということにはならない場合もございますので、それは当然河川整備計画そのものを変更していくという手続も、それはございます。

森杉部会長 そういことですね。

河川課 はい。

森杉部会長 では、今の件はいいですね。要するに基本的に水系ごとに計画をつくっているから、こぼれの変更というのはあるけれども、追加の事業をやるということは別の水系のものを持ってくることになるから、それはないということですよ。基本的には、そういうことですね、これは。河川の場合ははっきりしているよね。

徳永委員 白石川はそれでいいと思うんですが、その一方で迫川が今回幾つか区間を切っ出てきているので、混乱を招くので、そこら辺の考え方をしっかり県民にわかるように説明しておかないと誤解を招くと。

森杉部会長 この件はいかがですか。

河川課 迫川につきましては、当然全体の計画というものは持っているわけですが、事業単位で考えた場合に、迫川の改修事業というのは補助事業として日本でも一番古い補助をいただいている事業なんです、その事業のくくりの中でつながっている、当初の事業の位置づけとしてつながっているものについては、その事業のくくり。またその支川の上流等でまた新たにここを改修しなくてはいけなくなったというものについては、その事業とまた違った小規模の事業というくくりで事業化しているというのが実情でございます、今回の事業再評価が事業単位の評価というくくりになっているものですから、そういった形で評価しご報告させていただいているということでございます。

森杉部会長 はい、どうぞ。

沼倉委員 素人なんですけれども、計画の単位とするものと事業の単位というのは、基本的には一致するものなんですか、それとも別々のものなんですか。

河川課 水系全体で、櫻井の方から説明させていただいた河川整備計画というものが、平成9年の河川法の改正によって、河川整備計画と余りも長い計画ではなくて、30年程度のスパンで整備していくという計画を立てようということになってございますが、その前は水系ごとに工事实施基本計画という計画を立てまして、その中の全体の計画はそれで立てて、その個々の事業については全体計画という計画を立てて事業をやっているという形になっておりました。今回、櫻井から申し上げましたとおり、整備計画というものによって変わっておりますので、ちょっとその枠組みもまた整備計画の中でまたさらに全体を取り込んで、ただ30年程度の目標年次ということにかえているということでございます。

ですから、今回22河川について説明させていただいたものについては、まず水系ごとの計画がございまして、あとは事業単位の基本的な計画に基づいた事業単位の計画を認可していただいているということでございます。

森杉部会長 沼倉委員のおっしゃった質問に対して、ちょっと答えられていないので僕も困っておりますけれども、計画としての対象地域と事業の対象地域は同じですか、違うんですか、どっちといたらどうなんですか。

河川課 済みません。まず全体の計画、その水系の全体の計画がございまして、その中の部分的にその事業計画があるというふうにお考えいただきたいと思います。

沼倉委員 そうすると、どうして今回のものは新たな事業ではなく、修正という形なんですか。

河川課 例えば、白石川につきましては、そのもともと白石川の計画の中に、その全体計画の中に平家川という川も一部入っておりました。要は、白石川プラスその平家川も含んだ形の事業計画になってございまして、その入っていた平家川をちょっと延伸するという形だったものですから、その事業の中のその事業の変更ということで位置づけさせていただいておるということでございます。

森杉部会長 この白石川の場合は、要するに水系全体の対象とする地域と、それから事業の対象とする地域が一致しているということですね、基本的に。だからこの場合は新たな事業をやらなくていいということですね。そういうふうに僕は受け取ったんですけれども、それでよろしいですね。迫川の場合は必ずしもそうはならなくて、これは計画の地域とそれから事業の地域がそれぞれ違うから、分割されているんだと思うんですけれども、事業区域は、計画の区域はね。そういう場合もあると、こういうことですね。はい、どうぞ。

山本委員 今まさにおっしゃった河川の専門の方から見ると、一つの川でこっちとこっちのちょっとつなげればできることだというプロの常識と、僕らに示されるそちら



のことがわからない人間から見ると、事業費が倍になっているという50億というものが見えると、これはちょっとではないというふうに一般的には思うわけですよ。その辺のやはりプロの常識と第三者というか、素人の常識の食い違いみたいなところを埋める説明なりプロセスというのがないと、単純には納得できないんです。きょうは、今回のこの白石川の事業については、非常に事業効率もいいし、確かに説明受ければ距離も大したことはないので、まあそうかと思えるんですが、やはりそういうところが明確に、まさにプロの判断でこうやった方がいいんだということがちゃんと一般の人にわかるような説明がなされないとおかしいよね、ルールが一貫していないんじゃないかということになってしまいうんです。

やはり、例えば事業区間も何もかわらないんだけれども、当初の見積もりと違って地盤が緩かったから工費が増したとか、あるいはその間にインフレが起きて資材価格が上がって工費が上がった。これはもう何の、例えば金額が仮に倍になったことがあったとしても、それはしょうがないよねという話になるんですが、工事区間が変わるとか、そういう話というのはやはりどんなふうなときはきちんと説明してやり直すのか、どういうときはプロの判断にお任せするのかというあたりの基準が、本来もうちょっと明確になるべきなんだろうと思うんです。

先ほど加藤先生が聞かれていた、どこかで第三者のチェックが入っていたのかと、そういうことはあるのかもしれないですね。ただ、それがここのこの委員会でもなくてもいいんですけれども、別な人の目に触れて変更されているのであればそういうふうに変えてもらえばそれで済むんですが、先ほどの説明だと多分もっと大きなマクロな水系の計画の話だと、何か個別事業が何百メートル伸びましたみたいな話は特にチェックはしていないだろうと思うので、そうすると逆にそういう変更も全部ここの話だということになれば、場合によってはプロの常識と委員会の常識が対立すれば、そこで無用な摩擦になりかねないので、もう少し明確な基準みたいなものが将来的につくらればいいんじゃないかなと思います。

田中副部長 河川の整備計画をやる場と事業評価である場のつながりですね。これについては、実は県と国とは微妙に違って、国レベルでは整備計画をやる場所であわせて事業評価もやるというような形になっていまして、ここは県の場合にはこれは分けているものですから、従前も例えば川内沢川の改修はどういうふうに行っているかという話で、そちらの流域委員会とこちらと情報をやり合いながら、綿密な連絡をとりましょうねというようなことでずっと続けてきたわけなんですけれども、やはりそういったことが、今のこの県の体制では二つに分かれているものですから、やはりそこをきちんと情報をやりとりしながら進めていくというのが一つ大事なことなんだろうということでもあります。その辺のことが、今回いろいろ意見をいただく理由にもなっているのかなというふうに感じます。

森杉部長 どうもまとまりがよくわからない状況、まとめ方がよくわからない状況なんですけれども、白石川の場合は、これはこれでもう結構なんですけれども、一般的に今議論がちょっと広がって、よくわかっていないんですよ。

河川課 今、田中副部長からも話がございましたように、今後再評価のご説明をさせていただくときに、整備計画ですとかそういった計画との安全性等も含めて、で

きるだけわかるように記載させていただくということでしょうか。

森杉部会長 一度、講義してくれませんか。いわゆる水系全体の計画と整備計画と事業計画と、どういう関係になっておって、どんな格好で行われているのかというのが、どうも今のお話を聞いていてわからないんですね。整備計画というのは、その全体の計画とどう違うのかというのがよくわからないし、いろんなことがわかりにくいですので、一度これは講義を受けるということでしょうか皆さん、きょうは。はい、どうぞ。

長田委員 追加資料2の改築費の5,203億円というのがあるのですが、何か天文学的な数字だなと思いつながりながら見ているんですけども。

森杉部会長 別の件ですね。ちょっと待ってください。今の河川の関係の白石川の件は、先ほどの室長がご説明いただいたように、どういうふうなところでやるのかは問題だけれども、基本的にはマニュアルの中でその理由とかということに記載するという方向でいきたいというお話をうかがった状況で、これではよろよろしいですね、皆さん。

ありがとうございました。

森杉部会長 では、長田委員お願いいたします。

長田委員 済みません、一般論で。それでももろもろの伺って……。

森杉部会長 こっちね。下水道の方です今度は。

長田委員 いや、下水道と限らないんです。30年とか50年とか大きな工事で、しかも費用が莫大になると、私たちはどこの部分にこのお金がかかって、どこの部分にこのお金がかかるのかというのが明確にわからないんですね。そのことを少しわかるようにしてほしいということと、それから長年にわたると組織がどうなっているのかなという懸念が出てきます。余り長い工事でしかも莫大な予算だと、何かむだな組織がぶら下がったり、むだな天下りがあるのではないのかなという疑いなんかが出てきたりしますので、簡単な組織図ね、こういう仕組みでやっているんだよというようなものを来年度からでいいですから図にして、人件費はここでこのぐらいかかるんだと、機材そのものはこのぐらいかかるんだという大まかなものがあると目安になるかなと思いました。

森杉部会長 この中身は、どこかありましたね。これは調書の中に、組織は具体的に書いていなかったですね。

事務局 現在の担当課を記載しています。

森杉部会長 下水道事業ぐらいですかね、特別なのは。

徳永委員 維持管理がかなり金を食う事業だということだと思っんですよね。その維持管理の要因が何であるか。最近は公園で指定管理者という話もありますし。

事務局 長田委員のご要望の最初の点、長期の事業だと、どこにお金が使われているのかわからないということについては、先ほど徳永委員からもご指摘があった点と共通するのかなと思いますので、長期事業については今後10年間、どこにどういう工事をしますよと、可能な限り金額が書ければですけども、難しい点もかなりあると思いますが、可能な限り具体的に今後10年間の計画を調書の中でもお示しするという事で対応させていただければと思います。  
人件費の件につきましては、難しいかと思っております。

長田委員 私は、人件費が一番かかるのかなと思っていたので。

山本委員 多分、さっき徳永委員が言われたことと長田委員が言われたことで、きょう資料2に出てきたものは、これはあくまで改築費で維持管理費ではないですよね。多分それには、現場で働いている人の労賃という意味で入っているかもしれませんが、そういう意味での維持管理の人件費というのは含まれていないという理解だと思っんですよ。ただ、長田委員のおっしゃることは僕はそうだなと思っるのは、事業によると思っんですけれども、多分下水道とか公園とか、でき上がった後維持管理しながら改築費がかかっていくようなものに関しては、こういうふうに維持管理をしていきますというような説明がちょっと入っていれば、今まで下水道、公社に頼んでいたものをこれからは指定管理者制度でこういうことで事業費削減の努力をしておりますとかというようなことが多分、説明の調書にも出てきていましたし、そういうところがより明確にわかるような書き方をしてくればいいのではないかなという気がいたします。

事務局 調書の中で施設管理の状況等書くところがありますので、今山本委員からご指摘があったように、できるだけ記載していくということで、対応させていただきたいと思っんです。

森杉部会長 それでは、現実が今どうなっているかということと、それから今後どんな方向があるかということを少し検討して見てください。お願いいたします。

それでは、ほかにございせんか。

以上で白石川の審議対象の報告が終わりました。

それでは、議事(3)答申案の審議に入ります。

担当課長の着席をいただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、答申案の審議に入ります。

答申案の内容ですけども、これを本日決定したいと思います。今までの審議を行いまして、私と事務局の方で答申(案)をまとめてみましたので、これをもとにご審議いただければと思っんです。

事務局の方から答申(案)についてご説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、資料2と資料3の先ほど使いました審議内容整理表、これもあわせ

てごらん願いたいと思います。

本年度の審議を踏まえまして、先ほど部会長の方からお話がありましたように、部会長と調整をいたしまして、答申案という形で作成をしておりますので、事務局の方からご説明を申し上げます。

なお、資料3の審議内容整理表には、個別の事業について審議結果の概要を記載してございますが、本日はそれぞれの内容を説明申し上げませんので、必要に応じてごらんを願えればと思っております。

まず、資料2の1ページをごらん願います。

知事への答申は、行政評価委員会の委員長と公共事業評価部会の部会長の連名で行うこととなります。今年度は39事業についてご審議をいただきましたが、その審議結果につきましては、中段の記と書いてありますところの以下に書いてございますとおり、事業継続とした県の評価に対しまして、すべての事業を妥当との審議結果としてございます。

次に、3ページの別紙の方をごらんいただきたいと思います。

事業継続妥当との審議結果をしておりますが、事業の実施等に関しまして、幾つかの意見を付すことになってございます。なお、部会審議の中で意見をつけたとした事業のほかに、先ほどの森杉部会長の判断で意見を加えている事業もございます。

まず、1の「審議対象事業の実施に関する意見」になりますが、事業番号2、一般県道出島線道路改良事業につきましては、今後の事業実施に当たりましては一層の経費の削減に努めること。

それから、事業番号3、主要地方道角田山元線坂元道路改良事業、それから事業番号22の坂元川総合流域防災事業につきましては、先ほどおまとめをいただきましたとおり、公共事業部会の審議により、道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことである。今後は事業関係課における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること。

それから、事業番号27の長沼ダム建設事業については、不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局との連携を十分強化して、農業振興等を図ること、ということで、以上4事業について三つの意見を付してございます。

次に、2の「今後の事業の実施に関する意見」になりますが、(1)といたしまして、河川事業についてでございますけれども、河川事業の再評価については、事業区間の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、短期的事業計画調書の今後10年間の整備方針及び事業計画には、可能な限り具体的に記載すること。工事を休止している河川の休止理由は、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形でわかりやすく記載をすること。次に(2)の街路事業につきましては、事業費の算定に当たっては、コストアップの可能性を十分検討し、可能な限り正確に見積もるよう努めること。都市計画決定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載をすること。それから、(3)ということで、下水道事業という項目が書いてございますけれども、これは先ほどの話で削除をいたします。

以上、二つの事業種に関して意見を付しております。

最後に、3といたしまして、「今後の公共事業再評価の実施に関する意見」と

ということで、再々評価事業については、前回再評価時から事業進捗がわかるように、前回進捗率を再評価調書に記載すること。それから、事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど、県民がわかりやすい変更理由の記載に努めること。以上の二つの意見を付しております。

この附帯意見の内容で答申案をまとめておりますので、ご審議をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございました。  
いかがでしょう。ご審議のほどお願いいたします。どうぞ。

徳永委員      幾つかあるんですが、まず、坂元の道路と河川の案件ですが、先ほどのもので沼倉委員の指摘部分まではいいと思うんですが、その後の事業関係課における調整という言い方だと、何だろう、その事業に関係する、要するにその事業と隣接する事業と、そういうふうに別の事業課との調整をちゃんとやってくださいという意味が、ちょっと伝わりにくい気もするんですが、大丈夫ですかね。ちょっと言葉をひっくり返すと、関係事業課間とかそういう表現の方がいいような気がするんですが、いかがでしょうか。今後は関係事業課間における調整をと。原案は、事業関係課における調整ですけれども。

森杉部会長      繰り返します。今後は事業関係課における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること。キーポイントは、事業関係課における調整という言葉が適切であるかどうかということですね。関係事業課間、より綿密かもわからんね。いいのでは。それでいきましょう。いいですね。

徳永委員      先ほど下水道事業については附帯意見なしでいいというようなお話しだったんですが、やはり河川と同じような形なので、河川事業及び下水道事業という形でまとめて書くということで、いかがでしょうか。

森杉部会長      これもいいですね。そういう書き方できるでしょう。1のところ、河川事業及び下水道事業として。できますよね。はい、いいですね。むしろそういうふうにした方が、かえてこれは整合的ですから。僕も気になっていました今さっきから。ちょっとこれ、片手落ちかなと思っていましたから。よろしいですね、この点も。はい、次お願いします。

徳永委員      3点目なんですが、街路事業で、このコストアップの可能性というふうな書き方になっているんですが、確か、まだ事業調整がとれていなくて、金額が確定していなかったから計上しなかったというご説明だったような気がするんです。そうすると、ちょっとコストアップという言い方とは違うかなという気がするんですよね。だから、何というんだらう、事業調整により未確定の費用であっても、その見積もりはしておくことみたいなことですかね。

森杉部会長      事業調整の必要上、未確定の費用であっても可能な限り正確に見積もるよう努

めること、ということですか。

徳永委員 見積もるといえるのか、計上するといえるのか。

森杉部会長 あっても計上するよう努めること。計上することだね、これは。明示的に。もう1回繰り返します。事業費の算定などでは、事業調整の必要上、未確定の費用であっても計上すること。これ明示的ですけども、これはもうストレートですからこちらの方が。

企画部長 未確定だから計上できないというのがストレートな考え方ではないですか。いかがなんでしょう。

徳永委員 多分、行政的にはそうだと思うんですが、いわゆる県民一般に対してはやはり計上すべきであるというのが我々の見解です。

企画部長 どういう金額を計上する場合を想定しているのか。未確定の部分について。

徳永委員 想定される金額を括弧書きでもいいから計上しておくということじゃないでしょうか。

山本委員 よろしいでしょうか。そこはやはり二つに分けた方がいいと思っていて、未確定だから計上できなかったものに関しては想定できる金額というので私もいいと思うんですが。もう一つ問題になったのは、やってみたら思ったよりかかったというのがかなり多かったので、それに関してはむしろここに書いてあるとおりのコストアップの可能性、既に出ているものに関してはコストアップの可能性を考えて正確に見積もってくださいということと、未確定だから計上していなかったものについては、未確定で予算が少なく見えるような形で出てくるのが問題なので、そちらに関してはせめて想定できる金額で出してくださいというふうに、二つの話だと思うんですが。

森杉部会長 今コストアップの話はこの場合は出なかったんですね、これは多分。ありましたでしょうか。コストアップのことと、それから事業費が調整できていないので、想定できないので計上していないというこの二つの問題があったんでしょうか。はい、どうぞ。

都市計画課長 議論の過程では、コストアップそのものについての議論そのものはなかったんですが、先ほどお話になられたように国道6号とのその接続の関係で未確定部分については計上していなかったものですから、それが確定した段階で上がったので、事業費がオンされたわけですけども、この場合、街路事業一般論で一度お書きになられているんですね、この意見の方は。先ほどのお話だと、上の方の審議対象事業の実施に関する意見のところ、ややもすれば意見として出るんですが、それ一般論としてお話になっているので、ちょっとですね。それから徳永先生おっしゃるように未確定のものを計上するというのは、事業費を公表して公

のものにしておる関係上、余り不明な部分を盛り込んでいくと、今度は逆に後々評価をいただくときに、どうしても不都合が生じるということがありますから、先ほど山本委員がおっしゃったように、別書きで想定されるものを記載するということが可能だと思うんですが、全体事業費の中に、要はその不明な部分まで取り組むということが、なかなかそういう我々としては妥当性というのを見出せないかなという感じは持っております。

沼倉委員 未確定のものがあるときに、最初に事業費として想定するのがいいのか、想定しない方がいいかというときには、どちらも弊害があると思うんですね。例えば最初に想定していた場合には、事業費というか、後で使わないということが発生するかもしれない。でも、盛り込んでいなかったら想定外の支出が発生するというどちらも両極端であるんですね。どちらが県民のためになるかというときに、後でもっとこんなにかかりますよと言った方が、私は弊害が大きいのかなと思います。

ちなみに一般事業会社の会計では、保守主義の原則というのがございます。これは基本的にはいろんなことを見積もるという要素が、会計上の見積もりということで非常に重要視されている項目なんですけれども、基本的に保守主義です。ですから、想定されるのであれば、可能な限りもちろん見積もると。行政の場合には確かに政治的判断が出ますけれども、どちらが県民のためにとってメリットがあるのかによって、未確定の要素をどう扱うのかというのは決まってくると思います。個人的な意見とすれば、最初から保守的に要するに事業費を多目に見積もって、後でB/Cが下がらないようにする方がいいのではないかと私は思います。それはちょっと考え方のいろいろ違うところだと思います。

徳永委員 要はリスク管理ですよ。

都市計画課長 よろしいですか。基本的には今おっしゃったような話は、我々従前からその事業計画を立てようとするときに盛り込んでおるわけですね。しかしながら、やはりその事業を進めるに当たって、どうしてもその不測の事態が生じたり、もしくは想定していなかったものというのは当然出るわけなので、そこは不可避というんですかね、なかなか対比が難しいだろうと。しかしながら、皆さんおっしゃるように事前に想定されるものは、これは未確定とか不確定というのではなくて、概算でも計上することにしておりますから、その辺の基本的な考え方に大きな相違はないのではないかなと思っています。

徳永委員 ただ、事業評価をやるときに、例えばその未確定の金額がないと、B/Cが1.2になるからOKですと言ったんだけど、それがいざ確定して計上されるととたんに0.8になりましたということになると、やはり判断が大きく異なることになると思うんですね。ですから、それほど大きな金額でないということがわかれば1.2あれば大丈夫だねという判断もできるだろうし、それがひょっとすると0.8とか0.5になってしまうよというぐらい大きな金額が想定されているんだったら、それはもうちょっと真剣に考えないといけないよねという話になるので、程度の問題があると思うんですけれども、今回はそんなに大した額ではないとい

うことなので問題はないと思うんですが、一般論として議論させてもらえばそういうことがあり得ますよねということだと思っんです。

森杉部会長 この今回の河川事業でなくて、街路事業にちょっと限定しましょう。結局、今回の未調整部分の概算はなされたんでしょうか。なされて、それを付記されるようにしたんでしょうか。その点はどうなりましたでしょうか。お願いします。

都市計画課長 今回の調書ということですか。

森杉部会長 調書。あるいは調書に追加したことも含めて。

都市計画課長 はい。それは、内訳が明確になるように修正しましたね。たしか前回出ていなくて今回追加されたということではなかったでしたっけ。

森杉部会長 前回というのは、5年前という意味ですか。

都市計画課長 そうですね。今回の再評価で、国道6号とのその交差点に関する費用が明確になりましたので、今回の事業費には計上されているわけです。前回の再評価時には、いわば計画上その6号にちょっと何ぼかもしれませんが、その街路が直接接続するだけの計算になっていたものですから、そこでいろいろとご議論されたという。

森杉部会長 なるほど、そういう問題ですか。そうすると、前回の5年前の再調書の書き方が今問題になっているわけですね、ここでの問題は。

都市計画課長 ご指摘を受けるとすれば、その部分だと思います。要は、前回もしくは当初のときに、国道6号との交差点部分における費用計上をどういったことを想定するかということはあるんですけども、少なくとも我々その部分の反省はあるんですが、何らかの形で費用ですね、算出して計上するということがあったと思います。ですからそれは、未確定とか不明とかというのではなくて、ある程度計画をしっかりとしたものにしなから、その中で計上するということがあったと思います。その辺がちょっと抜けていたかもしれません。前回までは。

森杉部会長 なるほど。そうすると、少しぼんやりしてはいますけれども、この原案の方がいろんなことを含んでいいんじゃないですか、こちらの方が。この反省事項としてね、これは。具体的な今回の事業に対する取り扱いではないですから、これぐらいのことをちょっとぼけているかもしれませんが、むしろ一般的に十分コストアップが改めて後からないように検討してくださいよと、こういう言い方でいいんじゃないですかね。はい、どうぞ。

沼倉委員 未確定のものも、もともと見込んでいたというパターンが、制度の問題だということであればこちらの文言でいいんじゃないかと思っんです。



徳永委員　　いわゆるリスク管理だと思うんですよ。このコストだけではなくて需要の方も予測値に対して相当ずれるわけですよ、実際には。それをどう考えるかということの議論の一つだと思うんです、今回の話は。ですから、この評価調書というのが基本的には1本の数字でしか表現しないということであれば、それを見積もりという形で本当に載せられるのかというのがちょっと行政的に難しいのかなというふうな気がするんですね。だから、一本で載せる数字は除いた金額で出していただいても構わないと思うんですが。ただそこにはこういうふうに膨らむ要因がありますよということは、どこかで明示しておいてもらいたいなということだと思うんです。いわゆるリスク要因がどういうものがありますかということをごきちんと明示しておいていただきたいというのが私の希望ですが。

森杉部会長　　そこまで具体的にいうと全体にまたいろんな難しい問題が出てくるから、当面街路事業の今回のものに関してはこの格好で、不確実な場合には追加してくださいということも含めて、こういう文章にしておきませんか。具体的にそこまでいうと、これはまたマニュアルの取り扱いの問題になっていきますので、それはそれで別途に。はい、どうぞ。

加藤委員　　この事業もいわゆるさっきの河川事業と同じように、前回の再評価終わってからの事業の計画変更みたいな、そういうあれにはなった形ではないんですか。

都市計画課長　　今おっしゃった、第三者的なチェックを受けられているかということでしょうか。

加藤委員　　第三者的でなくてもいいんですが、事業そのものに対して後で付加されたわけですね。そうしますと、個別の事業として見た場合に、途中で事業の計画が変更されたというそういう解釈でいいですか。

都市計画課長　　これは特に都市計画道路事業、街路事業の場合ですと事業認可という一つの法的な手続きございまして、当初に事業認可をとるんですが、今回の場合のようにその事業内容、事業費が変更になりますと、認可変更という手続きをとります。要は国との間ではその事業認可の変更のしるしをとった上で、今回またこの場で再評価をお願いしたという形になっていますので、第三者というか法廷手続きをしたというか、そういったものを経ながら事業を進めさせていただいているということなんです。

加藤委員　　いわゆる途中でそういう大きいある面での計画変更みたいなものが入ってくるから、再評価と再評価の間のもので少しわかりづらくなってくると思うんですが、これは県の評価のシステムの問題なんだろうと思いますけれども、宮城県の条例ではこういうものになっているのかもしれませんが、福島県の公共事業評価委員会ですと、こういう問題とかあとは途中でダムをつくる予定だったのをやめるみたいなものときには、再評価とは別にその案件だけで評価委員会にかけて承認するようなシステムをとっているんですね。そういうものが途中であれば、今みたいな話にならないと思うんですが、法の間でその変更が行われるぐらいこういう今回のような問題が出てくるのではないかなという感じがいたしました。

都市計画課長 事業認可とか、多分ほかの事業もそうなんですけれども、その事業経計画の変更というのは随時行われていくと思うんですね。そのタイミングをどうとらえるかということが一つあると思います。再評価をお願いしますのは、やはり5年とか10年というくりでどうしてもお願いしますので、これ制度上の問題ですが、間でそういう事業計画の変更が、例えば何%とか何割以上行われようとした場合には、事前にこういった場においてご審議をいただくという制度を確立されるのであれば、それは一つのやり方になるのではなからうかと思えます。ただ、今のところ多分そういったことにはなっていないので、5年ごとをお願いしているということだと思えます。

森杉部会長 今回の件については、先ほど室長の方からご説明がありましたように、大きな費用の変更と事業の範囲の変更があった場合には、それをどういうふうに扱うかということについては今後検討いたしますということになっておりますので、当面課題として残っておりますが、対応策は検討することになっております。

それで、街路事業の方のこの文章に戻りますが、徳永委員、この辺でいかがでしょうか。

徳永委員 あともう一つあるとすれば、見積もるよということではなくて、可能な限り記載することとか。そのコストアップの可能性についても評価調書に。見積もりというのはちょっと難しいと思うんですよ。

森杉部会長 そうですね。

徳永委員 下に合わせるとすれば、再評価調書に記載すること。可能な限り。そのぐらいかなと思うんですけども。

沼倉委員 この文章、正確に見積もるよう努めることで、未確定の要素がある場合には調書に記載することぐらいではいかがでしょうか。

徳永委員 注書きでもいいと思うんですが。

沼倉委員 そうですね。

森杉部会長 未確定な要素がある場合には、調書に記載することと。追加の文章ね。

沼倉委員 でも、決まっているわけではないので、例えば重要な未確定要素がある場合にはとかですね。でないと、未確定全部決まっているわけではないので、でも書かなくてはいけなくなる。

森杉部会長 それでいきましょう。いいですね。結局これは、こういうまとめ方がいいですね。原文はそのまま生かす。追加の文章をつける。重要な未確定な要素がある場合にはそれも調書に記載することというふうにする。そうですね。よろしいです

か、皆さん。それでは、この点はこういうふうにさせていただきます。

ほかにどうぞ。それでは、私から街路の方、先ほど最初に申し上げましたが、街路についてはどうしても電線地中化をはじめ景観を徹底的に追及をしていただきたいとお金がかかることでございますので、もちろん皆さんとの関係がいろいろあると思いますが、これを要望したいと思っておりますので、密かにつくってきた文章がありまして、「街路景観について、今後はより一層配慮した上で事業を推進すること」と、そういうふうなお願いをしたいと思っております。皆さん、ご存じのとおり日本の街路は、やはり少なくとも先進国の中ではそんなにきれいな方ではありませんよね。特に街の中がよくないものですから、むしろ日本の農村の方ではむしろきれいになっていると思っておりますけれども、そういうことで入れたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。遠藤課長、よろしいですか。はい、それではありがとうございました。

ほかにどうぞ。よろしいですか。

はい、それでは本日の最も重要な案件ですが、公共事業再評価についての答申（案）をただいまご承認いただきました。これは、きょうの修正をしたものをもって、11月4日に知事へ私の方から答申いたします。きょう話題になりました点を二つ、三つ選んで、直接申し上げておきたいというふうに思っている次第です。これは以上で終わりです。

事務局 今の答申の細かいところの表現につきましては、部会長と事務局にお任せいただきたいと思っております。特に河川事業と下水道事業のあわせた意見につきましては、現在、河川事業に特化した形で記載しているということもありますので、共通的な表現に変えたいと思っておりますので、部会長と相談させていただいて決めさせていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

森杉部会長 よろしいですね、皆さん。はい、ありがとうございました。  
それでは、今のはすべて終わって、残りは、時間がだんだんなくなっていきますけれども、議事（3）の再評価事業完了報告であります。  
それでは、休憩しましょうか。5分間、休憩します。20分から再開します。

〔休憩〕

森杉部会長 それでは、再開いたします。  
完了報告書の報告をお願いいたします。これは審議ではありませんので、報告いただいて、ご意見なりご感想をいただくという格好のものであります。  
それでは、まず事務局の方から説明願います。

事務局 資料の4をごらんいただきたいと思っております。  
この再評価事業完了報告につきましては、昨年度から実施しておりまして、その際にも説明しておりますが、確認のために公共事業評価の流れとあわせてご説明をいたします。  
資料2の裏面を見ていただきたいと思っております。  
本県では、公共事業に関する評価制度を一体性、一貫性をもった評価体系とす

るために、一昨年に一定の改正をしております。その公共事業評価の流れを模式図にまとめております。

まず、事業構想段階から事業着手時までにつきましては、大規模事業評価と事業箇所評価を実施しております。大規模事業評価は、全体事業費 100 億円以上の公共事業について大規模事業評価部会の意見を聞き、事前評価を実施しております。また、事業箇所評価につきましては、県が事業主体である公共事業及び県が経費を助成する公共事業のうち、3 年以内に実施予定の事業箇所について客観的評価手法によって評点して順位づけをしております。このうち、翌年度に実施する新規箇所につきましては、新規事業箇所調書を作成し、公表しております。

次に、事業着手から完了までにつきましては、事業箇所評価のほか公共事業再評価を実施しております。再評価では、答申において部会から条件や意見を付されました事業については、1 年後及び適切な時期に部会意見対応状況報告を行うことにしております。今年度につきましては、回目の第 6 回部会において、平成 19 年度の答申で意見を付された事業等につきまして、その対応状況を報告する予定としております。

次に、事業完了以降につきましては、再評価を実施した事業は、事業完了後 2 年度以内に再評価事業完了報告を行うことにしております。これがこれからご報告するものになります。この再評価事業完了報告は昨年度から制度化したもので、括弧書きしておりますけれども、1 次事後評価、つまり簡易な事後評価的機能を持ったものと位置づけしております。

その下に、試行 2 次事後評価と書いておりますけれども、こちらが一般的にいう事後評価となるのに対しまして、再評価事業完了報告は報告でありますので、一つの目的は事業を実施した県の説明責任を果たすこと、県民への透明性の確保にあります。よって、経費と時間を大きく要します事業完了後の費用対効果分析につきましては、この完了報告の方には記載を義務づけしておりません。しかし、この完了報告書を作成しまして、事業目的の達成状況等を考察すること、また委員からご意見をいただくことによりまして、当該事業地区の課題への対応や今後の同種事業の実施に生かすべき点が見出されていくと考えますので、事後評価的機能を持ったものになると考えております。

次に、この完了報告の記載項目について簡単に説明いたしますが、資料の下の方に書いてございますが、事業の概要、事業の有効性、再評価部会意見への対応状況、今後の課題等について、ここに記載の内容に沿って記載することにしております。この中の事業の有効性につきましては、事業効果の発現状況をできる限り定量、定性両面から記載することにしておりますけれども、B / C につきましては先ほども説明しましたとおり、県の予算の都合等によりまして、調査、観測、アンケートなどを行った上で B / C を算出し直すことには課題があると考えておりますので、今回の完了報告書には、参考値として前回再評価時の B / C を記載しております。ご了承お願いいたします。

なお、先ほど部会長からもお話しありましたけれども、この完了報告は部会への諮問事項ではございませんので、部会の意見を取りまとめたいただくことは必要ありませんけれども、各委員からはそれぞれの報告についてご意見やご感想をいただければ、今後の事業の実施などに生かしていきたいと考えております。

最後になりますが、資料 4 の表紙に 7 事業について記載しております。7 事業

の完了報告を提出してございますけれども、本日は時間の都合もありますので、2事業の報告とさせていただければと思っております。その2事業の選定につきましては部会にお願いしたいと思っております。以上です。

森杉部会長      このような趣旨のご報告をいただくこととなります。

報告は2事業ということでありまして、約30分しかありませんので、これに限定したいと思っておりますが、先ほどちょっとお諮りしましたところ、一番の主要地方道丸森柴田線大正坂道路改良事業、それと一番の広域営農団地農道整備事業、この二つがいいのではないかというお話を伺いましたが、いかがなものでしょうか。加藤委員いいですか。長田委員いいですか。

長田委員      いいのですが、なぜこれを選定したか簡単に説明いただきたいのですが。

森杉部会長      一番の農道はこれ農道の費用分析のやり方が、道路とはまた違うんですね。今度、農水省の方でその費用分析マニュアルも一応比較的修正されて、国交省でやっているやり方に近いような格好でできてきていますので、その対象としての事業を今回やってないと思っておりますけれども、知っておきたいということですね。あともうひとつ、道路の一番は、これ附帯意見がついたものなんです、たしか。歩道をね、両側のものをぜいたくたというので片側にしようというって、住民の方々に了解をとってくださいよと言ってお願いしたんです。この二つなんですけれども。あと、もう一つ選ぶとすればそれは港湾かもわからないんですけれども。時間がないというわけで、こんなことでございます。よろしいでしょうか。

それでは、その二つということをお願いしたいと思っております。

早速ですが、一番の大正坂道路改良事業の説明について、よろしく願いいたします。

道路課長      道路課でございます。よろしく願いいたします。

事業名は、主要地方道丸森柴田線大正坂道路改良事業でございます。施工地名は、角田市大正坂地内でございます。

ちょっと図面の方を見てもらいたいと思っておりますが、-5に位置図と路線が示してございます。主要地方道丸森柴田線は国道113号と柴田町で4号に接続する阿武隈川の右岸を南北に連絡する幹線道路でございます。当区間は幅員が1車線程度しかないため、大型車のすれ違いができず、縦断勾配も急な箇所でございます。-6、あるいは-7ページを参考に見ていただきたいと思っておりますが、現道では、1車線しかないところをバス等も走っており、すれ違いが難しい状況でありました。また、冬期には凍結するところもあり、歩行者も危険な状態でありました。これを解消し、安全で快適な道路空間を確保するため、縦断勾配を緩くして車道2車線の確保と歩道の設置を行いました。

事業着手は平成5年度でございます。再評価は平成14年に行っております。当初計画では両側歩道での整備をおこなってございましたが、再評価時点におきまして片側でもいいのではないかという意見がございましたので、計画の修正をしながら18年度に完了を見てございます。事業費については、平成14年の9億から片側歩道となったというようなことがありまして、7億8,000万まで落としてご

ざいます。

- 2でございます。事業費の変更状況とその要因でございますが、14年度の評価の答申において、未施工の歩道については地元と十分調整の上、現計画の両側から片側歩道への変更について検討することという条件が付されたところでございます。

いろいろ検討しまして、片側歩道であっても歩行者の安全性機能性が保たれると判断しまして、地元説明会を実施しました。住民の皆様からも理解を得られましたので、未施工部分について片側歩道で施工をしております。

事業期間についてですが、再評価時で17年度としておりましたが、掘削していく中でのり面の一部が崩落しましたのでその調査、用地の追加買収等々に時間を要したため、工事完了が1年延期されまして、平成18年度に完了をしております。その後の施設管理状況ですが、管理上の問題は起きてございません。

事業の有効性でございますが、今回の事業により車道2車線と歩道を確保し、勾配を7%に緩くしたことにより、狭隘区間の解消が図られ、沿線の中学校、小学校への通学路の安全性も確保されてございます。いろいろ利用者からの意見を拝聴しますと、代表的には子供たちの通学がよくなったと、それから道路空間が広くなり環境、安全がよくなったというような好意的な意見が寄せられております。

なお、再評価時の費用対効果は1.75でございました。

- 4でございますが、再評価部会意見への対応状況ということで、再度申し上げますと、図面 - 6をお開きいただきたいと思いますが、変更計画では、既に施工していた、540メートル区間は両側歩道でございましたが、未施工の880メートルについては、片側歩道で施工してございます。

今回の事業によりまして、隘路区間が解消され、安全な通行を確保し、歩道も整備できました。昨年度行った県民アンケート調査にもありましたが、通学路の安全性の確保を道路課としても大きな課題として取り組んでおるところでございます。そういった意味からしても事業効果は大きいものだと判断しているところでございます。

いろいろ、今後管理形態につきましても、行政と地域の方々との協働ということで、スマイルサポーター等も募りながら、良好な管理の状態に保っていききたいと、このように考えております。以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご感想等お願いいたします。

私の方からですが、側溝にふたがあるとよいとありますね。これは一体ふたはあるんですか。それから、もう一つ次の課題も非常に大きな問題提起ですよ。路線にまだ未改良部分があって、これはどうなんですかとこういうことなんですかけれども。

道路課長

- 6の横断図を見ていただきたいと思いますが、この区間山のところを通過しておりますが、周辺にはうちもないようなところを通過しているところでございます。やはり山水をきちっとキャッチしなければならないというようなこともございます。一応こういう形で歩道、現在のところ事故も起きていませんが、

普通はそういう形でこういうところは、ふたがあるといいという意見もありますけれども、我々としてはこういう状態で様子を見ていきたいと思っております。

それから未改良部分、ちょっと - 5 でございますが、ちょうど東根橋という橋が阿武隈川にかかっておりまして、そこから坂津田工区という工区がございます。これにつきましては改良工事を進めてきておりましたが、用地が難航している箇所がございます、その関係から一部区間休止のような状態になっています。今は、阿武隈川の堤防を兼用して道路が走っておりますが、この辺については今年5月に策定しまして公表しております新みやぎの道づくり基本計画に、10 力年の中でやる工区として位置づけておりますので、粘り強く取り組んで、早くここを改良していきたいなど、このように考えてございます。

森杉部会長 わかりました。ついでに交通量が変わっていない感じがすると書いてあるんですけども、交通量はわかりますか。

道路課長 前回の平成 11 年センサスでは 2,136 台で、17 年センサス、新しいものは 2,233 台ということで、100 台ぐらいふえているかなと。

森杉部会長 この 17 年というのは、事業がもう終わった後ですか、これは。

道路課長 まだですね。18 年度完了ですので。

森杉部会長 まだ終わっていない段階だけでも、一応通れる状況なわけですね。そうすると、ひょっとしたらこれはもうちょっと、ことしはふえているかもわからない。あるいは変わらないかもわからない。

道路課長 平成 18 年度の推計交通量は 2,351 台であり今後も伸びていくものと思われまして、と言いますのは、下に緑色で半田山下線が書いてあります。ちょうど今改良してまして、これが常磐自動車道の山元 IC につながる道路となります。今、トンネルを掘っていますが、これらが開通されてネットがつながると交通量が変化してくると思っております。

森杉部会長 なるほど。ああ、そうですか。今、お話しいただいたことは、この事業の有効性とかどこかこの辺で載せていただくとわかりやすいですね。例えば交通量の時系列みたいなものとか、推計とか。

道路課長 交通量は若干増えております。

森杉部会長 そういうものの数字を、ここに載せていただくといいのじゃないかと思えますね。

道路課長 はい、わかりました。

森杉部会長 私の方から終わりですけれども、よろしいですか。これは、その再評価のとき

もお話しいただきましたけれども、住民の方々が了解いただいて、事故も全くない状況で、一応安全になっているということで、うまく何とかなっただかなという感じもしているわけですが、大変ですよ。住民の方々にお願いして、やっていただきましたからね。ご苦労さまでした。

では、この件いいですか。

では終わります。ありがとうございました。

それでは、 番の広域営農団地農道整備事業について、ご説明のほどお願いいたします。

農村整備課長 それでは、農村整備課の方から農林水産部所管の3事業のうち、農道事業についてご説明申し上げます。

資料は 番になっております。

この広域農道の仙南東部地区につきましては、平成元年に着工して、平成11年に再評価を受けております。平成16年に再々評価を受けまして、そのとき平成17年度完了ということで評価を受けてございましたけれども、いろいろ現場事情によりまして1年延伸されまして、平成18年度事業完了している状況でございます。

資料 - 7ページをちょっとごらんいただきたいんですが、ここに位置図を示してございます。仙南東部全体の路線配置になっておりますけれども、上の方が東北自動車道村田インターチェンジ近傍にタッチしております。下の方の部分が角田市毛萱の県道の方にタッチしております。全長約11キロメートルの広域農道になっております。このうち、下の方の部分に黒い部分がちょっとありますけれども、ここが白石川、それからJR東北本線、そういった部分を横断する2橋を工事予定にしておりますが、この部分が現在事業実施中で2地区ということで、工事中の場所でございます。

このうち、この2地区を除いて18年度事業完了しまして、現在農道として供用開始してございますけれども、それなりの事業効果は発現している状況にあります。詳しい状況につきましては、担当の方から資料に基づいて説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

農村整備課 それでは、資料に基づきまして説明いたします。

資料の - 1ページをごらんいただきます。

まず、事業名につきましては、広域営農団地農道整備事業仙南東部地区になります。補助、単独の別は補助です。事業主体につきましては宮城県、施行地名につきましては角田市、柴田郡大河原町、川崎町、村田町、柴田町、伊具郡丸森町で、管理主体につきましては角田市、柴田郡大河原町、柴田郡村田町となっております。

次、事業の概要に入りますけれども、事業目的につきましては、中段の方から説明いたします。

本事業は、仙南広域営農団地整備計画における団地内の基幹農道整備事業で、角田市等の堆肥センター、村田町野菜広域出荷施設等の農業施設を有機的に結ぶもので、本路線の整備によりまして、仙台市場及び京浜市場への農畜産物の出荷は交通渋滞が顕著で、農畜産物の流通の大きな障害となっている国道4号線を経



由しないという路線を設定しておりますので、仙南地域の農産物流通の合理化を図るとともに、主産地の形成を促進しまして、農業経営の安定と農村環境の改善を図ることを目的にしております。

次に、事業内容でございますが、先ほど課長から話しましたので一部省略いたしますけれども、再々評価時の農道総延長は、1万757メートルでありましたが、完了時の平成18年度の農道総延長は1万616メートルと141メートルの減となっております。

次に、資料 - 2ページに入りまして、事業内容の変更状況とその要因についてでございますが、3の再々評価時から完了時までの変更状況と要因につきましては、完了に伴います整備延長を精査した結果、事業量が141メートルの減となっております。

次に、事業費につきましては、全体事業費が再々評価時は81億円でしたが、平成18年度の完了時には82億6,000万と1億6,000万の増となっております。

次に、事業量の変更状況とその要因についてですが、再々評価時から完了時までの要因につきましては、事業費を精査した結果1億6,000万増ということとなっております。

次に、資料の - 3ページになります。

この事業費の増減対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、 - 4ページに入ります。

事業期間につきましては、当初標準工期の平成5年度の完了を見込んでおりましたが、工法変更や軟弱地盤対策等に不測の期間を要したために、18年度の完了となっております。さらに土地改良法上の計画変更につきましては、平成18年度から手続を開始いたしまして、平成20年度に手続を完了しております。

次に、施設の管理状況につきまして説明いたします。

本事業により造成された施設につきましては、予定管理者であります角田市、柴田郡大河原町、村田町に財産を譲与済みでございます。現在、市町の方で維持管理されているほか、地域住民によりますコスモスの播種、それから花壇の設置等ございまして、環境の美化活動も行われているという状況になっております。

次に、事業の有効性について説明いたします。

事業の有効性につきましては、本事業で造成された農道によりまして、農業施設が有機的につながり、仙南地域の農畜産物出荷や生産資材の輸送につきましては、主要地方道、東北自動車道などを經由し、交通渋滞が顕著な国道4号線におりない、利用しないルートとなりまして、京浜仙台市場への円滑な輸送と流通の合理化が図られてきております。また、本農道の供用開始によりまして、大型車の利用拡大が可能となりまして、関係4町で生産された米につきまして、低温貯蔵するJAの大河原農業倉庫が去年9月に稼働しておりまして、米穀販売の輸送体制の体系も整備されつつあるということでございます。さらに、地域住民の通勤、通学等の利便性の向上、さらに歩道等の設置によりまして、歩行者などの通行の安全性の確保も図られております。

また、費用対効果分析につきましては、再々評価時にはB/Cが1.23、18年度から行いました計画変更時につきましてはB/Cが1.02となっております。

次に、5ページに入ります。

5ページにつきましては、再評価部会意見の対応状況について説明いたします。

再評価実施状況につきましては、平成 16 年になっております。答申につきましては継続、条件はなし、別紙意見の 1 審議対象事業の実施に関する意見は、なしとなっております。

次に、2 の今後の事業実施に関する意見につきましては、農道及び国土交通省事業と関連する農地防災事業の費用対効果分析は、国土交通省の事業評価手法を用いた分析もあわせて行うこととなっております。

それに対しまして、評価結果は事業継続、対応方針なし、別紙意見に対する対応方針につきましては、1 の審議対象事業の実施に関する意見、対応方針はなしとなっております。

次に、2 の今後の事業実施に対する意見の対応方針につきましては、農道及び国土交通省事業と関連する農地防災事業の費用対効果分析については、農林水産省の基準で算出しているが、国土交通省の事業評価手法を用いた分析もあわせて行うよう努めるとなっております。

次の、対応状況につきましては、農地防災事業とは平成 17 年、18 年の湛水防除事業、これは前川地区、幡谷地区です。2 地区の再評価を行っているわけですが、これにつきましては、農林水産省の事業評価手法とあわせて国土交通省の事業評価手法を用いた分析もあわせて行っております。

農道の整備事業につきましては、平成 17 年度以降の再評価対象事業がなかったために、改めて国土交通省の事業評価手法を用いた分析を行った事例はございません。なお、平成 19 年 3 月には、農林水産省の費用対効果分析手法が従来の投資効率手法から国土交通省で行われております総費用総便益方式に改定されておりました。農道整備事業につきましても平成 20 年度の新規採択事業から、それから他の事業につきましても、平成 21 年度の新規採択事業から新たな手法を用いて費用対効果分析を行っております。

次に、 - 6 ページに入りまして、今後の課題等について説明いたします。

事業目的等の達成状況等の総括、今後の課題等対応についてですが、これにつきましては、先ほど説明したとおり重複しますので一部省略しますが、これにつきましては、先ほど説明したとおり重複しますので一部省略しますが、課題といたしまして中段の方に書いておりますけれども、広域農道の利便性の向上に伴いまして、産地直売所などのアグリビジネス等への取り組み、仙南地域の自然豊かな農村地域の活性化を図るため、市民農園等を活用した土地と農村間の交流促進を図る必要があります。さらに、現在実施中でございますけれども、仙南東部 2 期地区、これは平成 17 年に採択になりまして、現在事業中でございますけれども、JR 東北本線のご線橋及び一級河川白石川に架橋する延長 703 メートルにつきましては、供用開始しております角田市から丸森町間の広域営農基幹農道整備事業と結ぶ計画となっております。平成 23 年度の事業完了を目指して現在事業を実施しております。この間が開通しますと、白石川の右岸と左岸を短時間で結ぶことが可能で、市街地を避けた最適な基幹農道となるため、仙南地域の農業経済のみならず、地域経済に与える経済効果は大であると期待されております。これに基づきまして、角田市ほか 5 町から早期開通を強く求められております。

次に、資料関係の - 7 になります。

これにつきましては、位置図関係、それから現在の状況の写真等つけております。まず、 - 7 が位置図になります。次、 - 8 が標準断面図と写真を撮影した箇所となっております。以降、写真をつけておりますけれども時間の関係でこ

の辺は省略させていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

森杉部会長      ありがとうございました。  
                  ご質問、ご感想、ご意見等賜ればと思いますが。

徳永委員      まず、2ページなんですけど、再々評価時から完了時にかけて1.6億円の増加というのが、精査した結果による変更というふうに書いてあるんですけど、これは要因ではなくて、精査によって気がついたというかわかったということだけであって、要因としてはその3ページに書いてあるような、交差点改良に伴う増加ということになると思うんですけど、ちょっとその点も教えていただきたいと。具体的にどういうことだったのかということをお教えいただきたいということと、それから4ページに、B/Cが計画変更時で1.23から1.02ということで2割近く落ちているんですけど、これが先ほどの事業費の増加だけではないと思われるので、その辺の要因ももう少しご説明いただきたいということ。あと最後に写真をつけていただいているんですけど、例えば5番の「もちぶた館」ですとか、7番の「あぐりっと」ですか、これがかなり農道からちょっと離れたところにある施設ですので、具体的にこの農道との関係がどうなのかと。もちぶた館というのはこの周辺で飼われている豚をそのまま直売しているのかなという認識でいたんですけども、ちょっとその辺をご説明いただきたいと思います。

森杉部会長      時間が迫っていますので、両角委員。まことに失礼ですけれども、どんどん先にご質問、ご意見をいただいております、後からまとめてお答えいただくような格好にしておきたいと思います。

両角委員      それでは、評価そのものにかかわるのではなんですけれども、県道の場合は市町村の負担がないですね。農道の場合は市町村の負担があります。この市町村の負担が、現状どういうふうな資金調達をしているか。それから後年度負担は多分、地方交付税か何かで負担しているのかもしませんが、ちょっとその実態をおしえてください。多分農道というのは大変便利なんですね。ほとんど国道、県道と同じように使われているわけですけれども、逆に市町村の負担に伴うちょっとその辺が違うので、そのあたりの実態をご説明いただければと思います。

森杉部会長      ほかに。どうぞ。全部まとめてご質問、ご意見をいただきますので。

沼倉委員      事業評価のところ、京浜市場や仙台市場に円滑な輸送ができたということがあるんですけど、何分程度、もしくは輸送のレベルがどの程度変わったのかということをお伺いしたいということと、あと流通の合理化が図られたということなんですけれども、具体的にどういうことが合理化されたのかちょっとイメージがつかなかったので、ご説明いただきたいと思います。

森杉部会長      ほかにございませんか。  
                  それでは、ご回答のほどお願いいたします。どの順番からでも、わかりやすい

方からいつていただいていいですね。お願いいたします。

農村整備課長 では、順番にちょっとお話ししていきたいと思います。

事業費精査につきましては、簡単に切り捨ててしまっていて、徳永委員からお話しあったとおり、 - 3 ページ、一番下段の表なんですけれども、延長がいろいろルートを実施設計の段階、そういった段階で精査していつて変わりましたと。それに加えて県道交差点改良、そういった部分の取付の関係いろいろありまして、そういった部分、いろいろな延長とか工事の内容とか絡み合つて、1.6 億円の増加になったというような表現にしております。

それから B / C に関して、事業費が増えたことも一つの要素ではありますが、全体的に 20 年前の計画からずっと農業情勢が変化してきていることもありまして、そういった農業情勢の全体の変化というのも B / C、特に生産効果、そういったものに対する影響は大きかったものと思っております。そういった部分では、2 割ほど落ちてきてしまっているということでございます。

それから、この再評価とか再々評価をいただいたときに、効果算定について大分ご指導いただいたわけでございますけれども、まだ農林水産省の効果算定が変わる段階の前の手法でやっているものですから、従来の生産中心型の効果算定になっていることもあつて、こういった部分になっているというふうに思っております。

それから写真関係で、もちぶた館とかいろいろお話しありましたけれども、広域農道というのは直接この農道から出入りする直接的な部分の効果だけではなくて、それに有機的に結びついている農道とか市町村道とか、そういったものを含めたものの流れを考えている関係で、近くにある皆さんご存じのような施設を掲載し、表現をしているということで、もちぶた館とかそういったものが出てきております。

それから、市町村負担の資金調達につきましては、詳しくわからないので、もし間違っていたら訂正してもらいたいですけれども、交付税措置の中から多分出されてきているお金だと思えます。市町村ですと、農地面積とか農家人口とかそういったものに基づいて交付税というのが農業経費として交付税措置されておまして、そのうちからこういったものにお金を出すと。お金を出した部分の一部を今度は特別交付税で戻されるような関係になっておまして、そういった部分で資金調達されているというふうに考えております。

それから、市場流通への合理化が図られてきたことをもう少し具体的にというお話でございましたけれども、先ほどちょっと私冒頭に述べましたとおり、地域全体で橋がまだ完全につながっていないこともあつて、計画どおりのまだ物流には至っておりませんので、計画と対比したこの具体の効果というものはまだ把握し切れておりません。ただ、道路が広くなった、あと大型車両も通られるようになった、それから交通混雑が緩和されてきた、そういったことを総合的に考えて合理化が図られたという表現にちょっとなつておまして、現在交通量調査等も始めておまして、具体の数値は今後整理していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

沼倉委員　　今の話で、まだ事業効果が出ていないということなんですけれども、ここでは事業効果では「図られている」と断定的に書かれているんですが、逆に言うと、これはちょっと記載が不適切ではないかと思えますし、この時点で逆にやはり事業評価することはまだ早々ではないかと。事業効果が出た後に評価した方がよろしいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。今、出ていないものを見てもしょうがないかなと思うんですね。

農村整備課長　　具体の証明がまだちょっとできないんですけれども、部分開通しているから少なくとも効果はあるだろうということの表現にとどまってはいると思うんですけれども。あと、B / Cも事務局の方からお話しあったとおり、今回は必須事項ではなかったんですが、国の計画変更の手続の延長でB / C、昔の手法でやっているものですから、参考に上げていますということ。

沼倉委員　　あのですね、やはり事業効果で、ここでは「図られてきている」と書いたら、この文章に責任があると思うんですね。そうすると一体どういう情報をもって、例えば何かアンケートをしたのかとか、利用者に聞いたのか、ということがなければ、これは書けないと思うんですね。ではなくて、図られると期待しているという表現がここでは適切ではないかと。逆に言うとまだ事業効果を見ることができないのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

両角委員　　農業で効果を出すのは難しいとは思いますが、普通、広域農道は、本当に普通の国道と同じに使われてますよね。だから、何も普通の道路と変わらないんです。そういうものを加味して多分需要効果を出さないと、ちょっと低過ぎますよね。多分こんなに低くないと。普通の道路と多分同じぐらい高いはずですよ。その辺の実態と建前とね、何かそこら辺がどうも農道の場合はすっきりしないなというふうに思いますけれどもいかがでしょう。

農村整備課長　　それは、ずっと広域農道の評価を受ける時点から引きずってきている問題にもなっています。部会からご意見をいただいていた国土交通省関係のやり方の評価というものは、一般交通もそれなりにきちっと評価してというような形でやっていけば、これが普通の道路と同じように1.35とか1.7とか出てくることにはなるんですけれども、やはり農道という部分だけで着目して、農道の効果だけを拾い集めてということになってくると、やはりこういった文にならざるを得ないと思っております。両方で表現してご説明できればなということで、こういった部会意見をいただいているわけなんです。

両角委員　　その辺はやはり本当にきちっと考えないと。多分、実際は相当あると思うんです。

森杉部会長　　その件は、もう農水省が要するに建設省方式に近い格好でマニュアルを変更したんです。だからこの問題は一応決着がついたんです、もう。マニュアルのレベルでは。だから、今問題になっているのは、むしろ沼倉委員がおっしゃる文章はどこですか。この効果があると書いてあるところというのは。

沼倉委員　　まず円滑な輸送ができたとか、流通の合理化が図られたと非常にきれいな文章なんですけれども、事業効果のところですね。 - 4番ですね。上から3行目。実際ということが根拠になっておっしゃっている。ちゃんと調べたんですかということなんです。例えばアンケートをとるとか、そういうことをちゃんとされて、事業効果、自分たちがやった、県が税金を使った効果をちゃんと利用者に聞いたんですか。それがあってここに書いているんですかということをお聞きしたわけですね。

徳永委員　　関連すれば私の写真の問題提起というの、本当に農道が使われているんですか。どうもそこら辺が、何となく近くにあるから使っているんだろうという程度の認識なのか、本当に実際に使われていますよということなのかで大分説得力も違ってくるので、その辺を確認したんです。

農村整備課長　　具体にもちぶた館から、例えばブタを出荷するために何台走ったとか、そういった具体的な数値はまだ把握はしていません。でも少なくとも仙台なり京浜に出すためには一番近い道路でもあるものですから、必ず使われるであろうという確信を持ってちょっと書いていまして、それがまだ証明できないのであれば、期待されると書けというのであれば、やぶさかではないという。

沼倉委員　　済みません、「あろう」というのは計画の話なんです。ここは事後の評価ということは、実際に使われているんですかという話なんです。だから、「あろう」ということでここに記載されると、我々は何も言えなくなってしまうんですね。どうしましょう。

森杉部会長　　一定程度のコストがかからない範囲で、一次効果の報告書はとどめるということですから、データは全部整えなさいということは言えないと思うんですよ。だけど、期待しているという断定はちょっと書き過ぎではないですかと、こういうご指摘だと思うんですね。この辺の取り扱いについて、今後ひとつご検討いただければとこんなふうに思いますが。

山本委員　　非常に単純で、断定的に書くなら根拠を置いてということですね。そうでないなら、少し書きぶりを変えないといかんでしょうかということですよ。

森杉部会長　　期待しているとか、そういうことでもいいんですけれども。

農村整備課長　　では、少し弱く。

山本委員　　コストがかかる調査は要らないということなので、定性的なデータでもいいと思うので、近隣の農家の方に聞いたら通るようになりましてとか、便利になりましたという、そういう定性的なデータでもあれば、それはそれでそういうふうに書いていただければ一次事後評価はそれでいいと思うんですね。

農村整備課長 わかりました。

森杉部会長 時間オーバーしておりますが、こちら辺で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

例によって10分オーバーしてしまいましたが、大変申しわけございません。

先ほど申し上げましたように、答申につきましては、私の方で事務局とともに調整した上で実施させていただきます。

では、事務局の方にマイクをお返ししますので、お願いいたします。

司 会 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

今、部会長の方からお話がありましたように、本日のまとめていただきました答申書につきましては、森杉部会長のもとに一部修正した上で、11月4日に知事に対し答申をしていただくということで考えております。県ではこの答申を受けまして、最終的な評価報告書である評価書を作成し、11月下旬に公表するというように予定しております。その際には、委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

また、次回の第6回部会についてでございますが、来年2月ごろの開催を予定しております。昨年度の答申でご意見をいただきました事業の対応状況のご報告や、二次事後評価報告の試行などを行うという予定で考えております。改めまして、後日日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございますが、そのほか委員の皆様からご質問などございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成20年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 沼 倉 雅 枝 印

議事録署名人 山 本 信 次 印